

東洋史辞典

布目潮風

本書は京都大学文学部東洋史研究室において、間野潜龍・狩野直禎の両氏を中心に編纂されたもので、執筆者は同研究室出身者一七名の方（この中には他専攻出身の方も協力しておられるようである）が分担され（執筆者は個々の項目毎には明示されていない）、整理された原稿は宮崎市定・田村実造・佐伯富・羽田明・佐藤長の五氏が分担校閲されたものである。項目数は五千余、それが五十音順に配列され、項目毎に参考文献も挙げられている周到なものである。そして本書のねらいは従来よりあつた簡便なポケット型の辞典と、十冊にも及ぶ大辞典との中間の中辞典にあり、約三か年の歳月をかけて完成されたものである。

なお付録としては、アジア各国の統治表・アジア諸国年号表・中国歴代官職表・アジア名辭難読表・中国度量衡表・アジア主要貨幣要覧、およびアジア歴史地図二八図が収められている。

まずこの辞典が中辞典として項目選定の上においてどのような特色があるかということより検討してみたい。比較の必要上、大辞典としては、平凡社の「アジア歴史事典」（昭和三十六年六月現在第七卷「ハ」の項まで刊行済）（以後略称[㊦]）、小辞典としては、岩波小辞典、世界史—東洋（一九五八年一月刊）（以後略称[㊧]）を

用いる。以下において本書（以後略称[㊨]）と[㊦]と「え」の項について比較してみたい。「え」の項を選んだのは、分量の関係からで、特別の意図はなく、任意抽出と考えて戴きたい。）

「え」の項について[㊦][㊧]の項目数と、概算の総字数を表に示すと次のようになる。

書名	項目数	総字数
[㊦]	三〇八	一七四二〇〇
[㊧]	一一〇 (ほかに一〇五索引にて検出可能)	二七六三六
[㊨]	一九	五〇一六

またそれぞれの項目について[㊦][㊧]にどのような関係になつているか进行分类してみると次のようになる。

(一) [㊦][㊧]共通の項目（項目の取り方の多少の相違は問題にしない）
 舊所。永楽大典。永楽帝。易経。越。粤海関。エフタル族。エローラ。燕。延安。燕京。袁世凱。閩立本。

(二) [㊦][㊧]共通の項目

エカフエ。エジプト。エチオピア。越南。エホバ。エリトリア。

(三) については[㊦]に「エジプト」「エチオピア」「エリトリア」が項目となつていないのは、[㊦]がアフリカが対象としていない（[㊦]の序にアジアの全域をふくみ、西アジア・インド・東南アジアにも多くの項目をふりあてた、とある）から、当然のことである。しかし最近においてはA・Aグループとしてアジア・アフリカが一括される場合があるが、その当否は別個に検討せられるべきであらう。「エカ

フニ「エホバ」が争にないのは一考されてもよいのではあるまいか。
天中共通の項目

(四) 衛。瀛涯勝覽。永嘉の乱。衛璠。衛元嵩。衛氏朝鮮。營州。衛紹王。永昌郡。睿親王。衛青。英宗（宋、元、明）。睿宗（唐、元）。英藏条約。永寧寺碑。英布。永明王。榮祿。慧遠。慧可。奕山。易順鼎。駅伝制度。エクパタナ。エジプト共和国。也先。エチナ。慧超。越族。淮南子。エニセイスク。慧日。慧能。エラム。エリオット。エリドウ。エリネトウラ海案内記。エルギン。也里可温。エルサレム。エルトルル。エルベルフニルト。エルマク。エンヴェル。パンシャ。燕雲十六州。沿海州。塩課司。淵鑑類函。焉耆。燕京歲時記。袁宏道。エンコミエ ندا。奄蔡。燕山君。エンシ。閻若璩。閻錫山。袁紹。塩商。厭勝錢。袁崇煥。煙台。袁中郎。円珍。燕鉄木尼。塩鉄使。塩鉄論。円仁。袁枚。エンバイ事件。円明園。園冶。

(四) 争のみの項目

英韓通商条約。譯史。エキビ家。役法。絵高麗。エサル。ハッ
ドン。悲思。エジプト民族主義運動。エスケイ。バガトール。
越州。エニセイ河。エルランガ。エルワジ。塩課。演義三國志。
閻胥珍。袁隨園。園宅地。塩徒。捐納。

(四)のなかに「エジプト民族主義運動」があり、(三)に「エジプト共和国」があり、アフリカは前述の如く、本書の対象となっていないが、エジプトのことは取上げられている。それならば「エジプト民族主義運動」とか「エジプト共和国」だけでなく、エジプトを総合的に解説する「エジプト」の項目があつてよいように思われる。またこ

の中の「役法」について言えば「衛役」「賦役」という項目はなく、「役法」のみでは初学者の場合、検出が少々困難ではなからうか。「塩課」「塩徒」の項目が見えるが、これはむしろ「塩の専売」の項目にまとめて述べられ、索引では「塩課」「塩徒」で検出し得るようになった方が種々の点で便利ではなからうか。これは他の経済用語の場合についても言えることであり、またこれらの用語は種々の表現法があり、わずかの項目の解説のみでは理解が困難な点があるのではなからうか。しかしこれはこのような中辞典の編集の一問題点でもあろう。

(四) 争のみの項目（○印は(三)の索引にて検出可能のもの）

エア神。衛尉。○衛王趙禹。盈歌。穎河。○衛河。瀛環志略。衛協。○永業田。永慶陵。榮公。○營口。衛宏。永巷令。○永西。永昌。永城。永常。衛將軍。營城子。○永濟渠。英祖。營造学社。榮宗敬。英藏圖識。衛藏通志。营造法式。榮尊。衛太子。永定河。○營田。營田使。衛伯玉。衛夫人。英仏連合軍戦争。衛府倣。英米タバコ会社。○衛滿。英緬戦争。英雜記。衛右渠。永樂宮。永樂要約。衛立煌。○永曆帝。英露協商。衛籍。エヴェレスト。エヴェンキ。エウカフ。○エウクラティデス一世。○エウティデーモス一世。エウフラテス川。エウリヤチエレビ。慧運。慧遠（隋）。慧果。懷海。慧勞。懷感。益王趙顓。役備。奕経。易元吉。益畜集。○益州。益州記。益州名画録。駅丞。○易姓革命。益世報。掖庭令。益友社。益陽。慧洪。○慧皎。エサギラ神殿。エジプト学。慧寂。惠生。慧沼。慧淨。エスキモー。エズラ。也先不花。惠通。粵海関志。粵雅堂叢書。

○粵漢鐵道。越嶠書。越史通鑑綱目。閩史約書。○越州黨。越
 裳。越史略。越嶠。閩世編。越絶書。悦般。○閩微草堂筆記。
 ○エディルネ。○エデツサ。エドキンズ。慧南。エバルキア。
 ○エフエソス。エーベルハルト。エミル。エムレ。エーモニエ。
 エラウト。エリセエフ。○慧琳。エル・オベイド文化。エルケ
 ス。按只吉歹。エルデニイン・エリヘ。エルデニ・イン・トブ
 チ。○エルデニ・ジョー。韻鶴登保。エルート。エルフインス
 トン。エルブルズ山脈。○エレファンタ。奄。掾。○塩引。○
 円瑛。○袁益。燕王曹宇。袁応泰。符驚泊。袁凱。沿海制置使。
 袁桷。○燕築。○塩課提举司。塩官。燕墩集。延吉。円行。
 炎徴紀。塩業銀行。遠近法。エンクルマ。燕京大学。演劇。圓
 樞。袁江。袁宏。袁嵩。○袁黃。閩皇后。袁甲三。轅固生。○
 袁榮。燕山外史。弁山堂別集。○円測。焉支山。閩次平。延寿。
 燕肅。○袁術。○円照。延沼。塩鈔。塩城。延信。○袁樞。遠
 西奇器図説録最。衍聖公。塩政志。塩政大臣。エンゼリ。燕
 然山。燕然都護府。袁宗道。円卓會議。袁中道。袁昶。袁冕。
 閩朝憲。○炎帝。袁天綱。円筒印章。捐毒。円爾弁円。円牌。
 籀曝雜記。演繁露。閩毗。閩復。燕文貴。延平王戸官楊英從政
 実録。塩浦。○塩法。塩法通志。燕北録。延祐四明志。塩邑志
 林。閩立德。郡陵の戦。○エンリル神。袁朗。

例については、二〇五項目中、○印を付した三七項目は中の索引
 にて検出し得るものであり、大体において、Ⓜは字数においてⒶの
 半であるが、項目数においては約半数を検出し得るものであること
 が判明した。また例に煩をいとわず列挙した項目を参照すれば、Ⓜ

のなかで普通の東洋史学にて必要な項目はほとんど網羅されている
 ことがおのずから判明すると思うからであり、また本書中が極めて
 適切に項目の選択が行われていることを示しているからである。二
 三の問題点を「え」の項の分析によつて述べたが、これらは編集上
 の瑣細な点で、本書の欠点というべきものでは決してなく、所期の
 目的を達した優秀な項目の選択と贅辞を呈しておきたい。

ただし項目の取り方につき一考を望みたい点の一つあげるならば、
 四六頁の「韻書」、二六八頁の「西京」、四一〇頁の「賤民」の項は、
 朝鮮史の用語として取上げられているが、この三語は中国史の上で
 もそれぞれ使用されている語であり、朝鮮のことと同時に、中国の
 ことの解説が望ましかつた。また七六〇頁の「六部の制」の項では、
 朝鮮の記述のみであるから、七二五頁の「六部」(中国の官制)の参
 照記号は必要ではあるまいか。また五三八頁の「度牒」の項で、仏
 教の僧侶のこともみ解説され、道教の道士・女冠のことに全然触れ
 ていないのも問題があろう。また六五六頁の「菩薩」の項に、固有
 名詞のウイグルの部族長のみを説明し、仏教用語の普通の意味を全
 然解説しないのはこの種の辞典としては片手落ではあるまいか。

以上は単なる量的、もしくは外見上の考察であるが、以下紙数の
 許す限り、内容の検討に入りたい。

まず唐代の官制に因する一連の項目についてである。二八六頁の
 「三省六部制度」の「玄宗ごろより中書省と門下省が一つの如くに
 なり中書門下と称し」という表現は、開元年間に宰相の事を議する
 政事堂が「中書門下」に改められた重要な事実を無視して、初
 學者の官制理解を誤らしめる恐のあるものである。また四七四頁の

「中書省」の項に、「唐代では中書は門下・尚書とともに三省を形成した。中書の任務は詔勅起草し、臣下の上奏に対する答の草案を作ることであつた。中書には令・侍郎以下の官がおかれた。しかしやがて宰相の権は同中書門下平章事の権に移つた」とある。この「やがて」が何時のことか明らかでなく、またこのような不明確な表現は避けるべきと思うが、この「やがて」が唐代のこととするならば、誤解であり、唐代では同中書門下平章事が宰相であるからである。また五二八頁の「同中書門下平章事」の項で、「唐制では中書・門下兩省の侍郎が宰相の職を兼ねる時、同中書門下平章事といつた」とあるが、これは中書・門下兩省の侍郎のみではなく、他職（例えば六部の尚書）で宰相になる時も同中書門下平章事を稱し、この表現は正しくない。また六九六頁の「門下省」の項に、「唐代にも中書・尚書の長官とならび稱せられたが、しだいに実権が失われ」という表現も、唐代の門下省の説明としては不親切・不十分な表現である。中国の官制は唐制にて一応の集大成が完成し、またそれが崩れて変化してゆくのであるから、唐制（特に唐六典の官制）を明確にしておくことが、官制理解の早道と考えているが（言うまでもなく宰相の制は六典にはないが）、この点において一連の唐代の官制の記載は不明確で、誤解を産む余地を残しているように思われる。以上とはほぼ同様な誤解を生ずる例として、三七頁の「一世一元」の項で、「中国では明朝の太祖の年号の洪武から、日本では明治からこのように定められた。それ以前は、君主一代に二つ以上の元号を用いたが」とあるが、それ以前は必ず君主一代に二つ以上の元号を用いたように誤解されやすい。唐の高祖は武徳、唐の太宗は貞観の一年

号しかないことは言うまでもない。これらはもちろん執筆者の誤解ではなく、表現が適切でなかつたために起つたことであろうが、この種の辞典としては短い表現でしかも誤解を起さないような配慮が望ましい。また同じような例としては、四〇頁の「諱」の項で、「唐律には犯諱の規定が設けられるにいたつた。避諱には君主に対する國諱（公諱）と、父祖に対する家諱（私諱）とがある」という解説は、唐律において私諱も律にて禁止されていたように誤解を受ける可能性があり、（唐律では府号官稱、すなわち役所の名称が父祖の名を犯す時は免所居官となる規定はあつたが）このような辞典は初学者も用いうるものであるから、このような誤解を招き易い表現は避けるべきであろう。

次には関連ある項目の執筆にあつては、つとめて表現の統一が望ましいが、五七六頁の「白居易」の項で、「著書に白氏長慶集、白氏経史事類があり」とあり、「白氏文集」の項で、「唐の白居易の作品集。前後集から成り、前集を白氏長慶集とよび、これに後集をあわせて白氏文集という」とあり、白居易の項の「白氏長慶集」と「白氏文集」の項の「白氏長慶集」とが喰ひ違つている。

また固有名詞の読み方についてであるが、この問題は複雑な内容を含み、簡単に論ずることはできないが、ただ本書は日本の慣用音ともいふべきもののみ挙げて、原音（ローマ字による）は挙げられていないが、現在では高校の教科書においても一部では原音の振仮名を与えており、また慣用音が幾通りもある場合もあり、原音のローマ字による付記は必要ではあるまいか。これに関連して「完顔部」は「わんかんぶ」と「かんがんぶ」と両方にて検出し得るが、四五

二頁の「榎」の項の「完顔昌」には「ワンヤンショウ」と振仮名があり、不統一で読者を迷わせる。また「陰陽五行説」を「いんようぎょうせつ」と読み、「おんようぎょうせつ」では検出できないのは如何であろうか。

なお残念なことに誤植が散見することであり、このような大部な書物を誤植なしに完成することは至難の業であるが、一字の誤植が初学者に多大の迷惑を与える場合もあることを考えて、慎重さが望ましい。一例を挙げるならば、六三一頁の「文心雕竜」の項に「民国の苑文瀾注がすぐれている。」とあり、この「苑」は「范」の誤植であることは言うまでもないが、八八五頁の索引の「エ」の項に「苑文瀾」と出ているのは二重の過失となつてゐる。

以上は少々眼についた問題の個所のみを述べたが、本書の全体から見ればほんの僅かな部分であり、決して本書の価値を減ずるものではなく、望蜀のこととして述べたまでである。京都大学の東洋史研究室が挙げてこのような難事業を完成し、適切な中辞典を江湖に提供せられたことは慶賀にたえない所であり、大いに東洋史学の発展に寄与するものと思われる。

(A5版 九九四頁 昭和三十六年三月一日 東京創元社発行
二五〇〇E)

W. O. Henderson, The State and the Industrial Revolution

in Prussia 1740—1870, 1958

大 島 隆 雄

既に二度にわたる世界大戦の勃発に際して、その積極的な原因となつたばかりでなく、またその間人類がこれまでに体験した最悪の政治体制《ナチズム》をも生みだしたドイツ資本主義は、近代史研究者の最も重視すべき研究対象でなければならぬ。

ここに紹介しようとするのは、マンチェスター大学の国際経済史の講師であり、政治的には英国労働党の立場と思われるヘンダースンの興味あるプロイセン産業革命についての研究である。ついでに著者についての紹介を知る限り続けると、彼はドイツにおける産業資本形成期の国家の経済政策について詳しいばかりでなく、また最近では国際的観点を導入した大陸諸国の産業資本形成史についての諸研究を精力的にものしつゝある。念のために、この著作以外のヘンダースンの諸研究を次に掲げておく。このうち、「関税同盟」は本書と同じく前者の方向に沿つたものであり、後の二著は後者の方向に立つたものである。

The Zollverein, (1939)

Britain and Industrial Europe 1750—1870, (1954)

The Industrial Revolution on the Continent